

砂川市第7期総合計画(案)が 答申されました

問企画調整係
Tel 54-2121



市長へ答申書を手渡す其田会長



答申内容の最終確認をする審議会委員

砂川市総合計画審議会では、令和3年度から同12年度までの10年間を計画期間とする「砂川市第7期総合計画」について、これまで多くの意見を交わしながら、慎重に審議が行われてきました。まちづくりに対する市民の意向を広く取り入れながら、砂川市における現状と課題、まちづくりの方向性などが審議された結果、「砂川市第7期総合計画(案)」がまとめられ、7月8日、市長に答申されました。

答申は、「総論」「基本構想」「基本計画」で構成され、「総論」では総合計画の考え方や時代の潮流などについて、「基本構想」ではめざす都市像やまちづくりの基本目標などについて、「基本計画」ではまちづくりの施策別の目標などについて、それぞれ記載されています。答申された新しい総合計画におけるめざす都市像を、「恵まれた自然環境の中で、充実した医療・保健・福祉・教育環境のもと、生活に対する安心感や日々の幸せから市民の笑顔が絶えないまち」、そして、「笑顔があることで、家族、地域、学校、職場などさまざまな人を結び付け、そのつながりが“ちから”となって未来へと続き、「ずっと住みたい」、「これから住みたい」、「帰ってきたい」と思えるような愛着を持てるまちづくりを市民と行政が一つになって進めるまち」にしていくという思いを込めて、『自然に笑顔があふれ 明るい未来をひらくまち』としています。

このめざす都市像を実現していくために、6つの基本目標を設定しました。これからのまちづくりは、協働によるまちづくりを推進し、その活動を通じて市民がまちへの愛着を深め、市民が主体的にまちづくりに参画していく取り組みを進めるとともに、人口減少・少子高齢化が進む中でもさまざまな時代の変化に対応した持続可能な自主自立したまちづくりを進める必要があります。また、全市的な観点から総合的に取り組むべき重要な課題として、「安心と健康な暮らしの推進」や「子育て支援と教育の推進」、「活力と魅力ある産業の推進」など6つの重点課題を位置付けています。

内容の詳細については、市ホームページかパブリックコメントのために設けた閲覧場所にてご覧ください。

【基本目標1】医療・保健・福祉 健やかに安心して暮らせるやさしいまち

- **子育て支援、母子保健、母子・父子福祉**
子どもの健やかな成長をみんなで支えるまちづくり
- **高齢者福祉**
高齢者がいきいきと暮らせるまちづくり
- **障がい者福祉**
障がい者が地域で安心して生活できるまちづくり
- **地域福祉**
地域で支え合う福祉のまちづくり
- **健康**
心身ともに健康で暮らせるまちづくり
- **医療**
安心して医療を受けることができるまちづくり
- **社会保障制度**
社会保障制度の健全運営に努めるまちづくり



【基本目標2】生活環境・防災 安全でやすらぎのあるまち

- **循環型社会**
循環型社会の形成を推進するまちづくり
- **衛生環境**
衛生的で快適な生活環境を守るまちづくり
- **環境保全**
地球環境に配慮したまちづくり
- **安全生活環境**
安全で安心な市民生活を支えるまちづくり
- **消防・救急**
消防・救急体制の充実したまちづくり
- **地域防災・減災**
防災・減災に対応したまちづくり



【基本目標3】教育・文化・スポーツ 豊かな心と学ぶ力を育むまち

- **生涯学習**
生涯にわたって誰もが学び、その成果を活かすことのできるまちづくり
- **学校教育**
子どもたちの生きる力を育み、可能性を広げるまちづくり
- **社会教育**
地域とのつながりを育み、学ぶ環境の充実したまちづくり
- **芸術・文化・文化財**
文化に親しみ郷土への誇りを育むまちづくり
- **スポーツ**
スポーツ・レクリエーションに親しみ、健康的で生きがいのある暮らしを推進するまちづくり



【基本目標4】産業振興 活力にあふれにぎわいのあるまち

- **農林業**
安全で安心な農畜産物を生産する農業を営み、美しい森林をつくるまちづくり
- **商工業**
商工業の振興でにぎわいと活力をもたらすまちづくり
- **労働環境**
安心して働くことができるまちづくり
- **観光**
観光の振興で魅力あふれるまちづくり
- **市街地賑わい**
まちなかに賑わいをもたらすまちづくり



【基本目標 5】都市基盤 自然と調和した快適で住みよいまち

- 道路環境
安全で快適な道路環境が整ったまちづくり
- 交通環境
利便性に優れた交通環境が整ったまちづくり
- 住環境
安心して暮らせる住生活を実現できるまちづくり
- 上下水道
安定した事業運営による安全・安心な水環境を守るまちづくり
- 快適空間
美しい街並みの広がるまちづくり



【基本目標 6】市民参画・コミュニティ・行政運営 明日へつなぐ協働と支え合いのまち

- 協働
市民と行政が信頼し合う協働によるまちづくり
- 地域コミュニティ
人のきずなが広がるまちづくり
- 行政運営
自主・自立に向けた計画的なまちづくり
- 情報通信基盤
情報通信技術を活用したまちづくり
- 財政運営
健全な財政運営に努めるまちづくり
- 広域行政運営
適切な広域行政によるまちづくり



意見募集（パブリックコメント）を行います

市では、7月8日に砂川市総合計画審議会より受けた答申内容を踏まえた、今後10年間の本市のまちづくりの基本となる「砂川市第7期総合計画（案）」について、次のとおり皆さんから意見を募集します。

【募集する意見】

名 称	砂川市第7期総合計画（案）
内 容	砂川市第7期総合計画（案）に対する意見
詳細・提出	企画調整係 TEL：54-2121 FAX：54-2568 Eメール：kikaku@city.sunagawa.lg.jp 郵送：〒073-0195 砂川市西6条北3丁目1-1 砂川市役所企画調整係 宛

- 応募対象 市内に在住、在勤、在学されている方、利害関係を有する方
- 提出方法 所定の様式に氏名、住所などを記入のうえ、FAX、Eメール、郵便、閲覧場所に備え付けの意見箱に投函、もしくは市ホームページ内のパブリックコメント専用フォームで提出してください。いただいたご意見などは、市ホームページおよび市情報公開コーナーにて公表します。（応募者の氏名・住所は除く）
- 閲覧場所 市ホームページ（<https://www.city.sunagawa.hokkaido.jp>）、市民ギャラリー、公民館、地域交流センターゆう、南地区・北地区コミュニティセンター
- 応募期間 7月14日（火）～8月13日（木）

パブリックコメントとは、公的機関が計画や条例などを策定するときに、案の段階で意見、要望などを募集し、寄せられた意見、要望などを考慮しながら案を決定するとともに、それらに対する考え方もあわせて公表していく制度です。